

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

介護関連施設・事業所等に対するリコール製品の情報の周知について（依頼）

計4枚（本紙を除く）

Vol.421

平成27年2月18日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3928、3934、2174)
FAX：03-3595-3670

事務連絡
平成27年2月18日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

介護関連施設・事業所等に対するリコール製品の情報の周知について（依頼）

今般、消費者庁消費者安全課及び経済産業省商務流通保安グループ製品安全課より、介護関連施設等において使用されている可能性のあるリコール製品について、当該施設等がわかりやすく確認できるようなチラシ（別添）を作成したため、介護関連施設・事業所等への配布の依頼がありました。

過去に介護関連施設等においてリコール回収中の製品を火元とする火災事故があったことを踏まえれば、介護関連施設等の職員や利用者に対し、危害・危険が及ぶ可能性のあるリコール製品について周知徹底を行い、注意喚起を行っていくことが重要です。

このため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の市町村、介護関連施設・事業所及び関係団体等に対する別添チラシの配布やリコール情報の周知について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

以下4つの リコール製品を 探しています。



以下のリコール製品を見つけた場合は、すぐに

- 製品の使用を停止してください。
- メーカー等各社へご連絡してください。

電気ストーブ

サンクン
燦坤日本電器(株)



問い合わせ 0120-600-527

加湿器

(株)山善



問い合わせ 0120-680-286

ポータブルトイレ

積水化学工業(株)



問い合わせ 0120-011-578

加湿器

TDK(株)



問い合わせ 0120-604-777

リコール製品の詳細は、**裏面**をご覧ください。



サンクン
燦坤日本電器(株) 電気ストーブ

- 製造年：2003年～2009年
- 対象品番：TSK-5303Q・Y・Lシリーズ、FS-800W、SHQ-8、SHH-8、SHU-8、UHC-3T、UHC-9T、TSK-5328CT(2007年製)、TSK-5328CT、TSK-5328CRI、TSK-5328CRI(BW)、FS-900T
- 事故形態：出力切り替え用スイッチ接続部での接触不良により異常発熱し、出火するおそれもしくは、配線不適切で発煙・発火にいたるおそれ
- 問い合わせ：**0120-600-527**



(株)山善 加湿器

- 製造年：2006年製
- 対象品番：DSKI-320P
- 事故形態：水漏れが生じた際に、内部部品に水が入り込み発火するおそれがあるため
- 問い合わせ：**0120-680-286**



積水化学工業(株) ポータブルトイレ

- 製造年：1996年～2002年製
- 対象品番：SPTSP、SPTSPS、APTSP、SPTSPMB、SPTSD、SPTSB、SPTHD
- 事故形態：転倒した際などに当該製品のひじ掛けと背もたれのすき間に体の一部を挟むおそれがあるため
- 問い合わせ：**0120-011-578**



TDK(株) 加湿器

- 製造年：1993年～1999年
- 対象品番：KS-500H、KS-300W、KS-31W、KS-32G
- 事故形態：加湿器内部の部品の取り付け不具合等により、当該付近が発熱して発煙・発火に至るおそれ
- 問い合わせ：**0120-604-777**



本チラシ掲載の製品やメーカー各社からご案内のある製品以外にも、リコール対象製品は多数あります。
事故情報やリコール製品の確認には以下サイトもご活用ください。

消費者庁 リコール情報サイト

消費者庁 リコール

検索

<http://www.recall.go.jp/>



経済産業省 製品安全ガイド

製品安全ガイド

検索

http://www.meti.go.jp/product_safety/



参考

平成27年2月17日

厚生労働省老健局

高齢者支援課 御中

振興課 御中

老人保健課 御中

消費者庁消費者安全課

経済産業省商務流通保安グループ

製品安全課

介護関連施設・事業所等に対するリコール製品の情報の周知について（通知）

消費生活用製品安全法を共管する消費者庁及び経済産業省は、リコール製品による製品事故の発生及び拡大を防止するため、リコール情報の周知に取り組んでいます。

今般、製品安全情報を更にきめ細かに消費者へ伝えるため、介護関連施設・事業所等において使用されている可能性のあるリコール製品をわかりやすく確認できるような別添のチラシを作成いたしました。

つきましては、貴省から各都道府県等を通じて介護関連施設・事業所等に配布いただき、リコール情報の周知に役立てていただけますようお願いいたします。

別添：「以下4つのリコール製品を探しています。」